自然保護課ニュースレター

Vol.9
R7.12

福島県では国立公園、国定公園の自然環境を保護し、適正な利用を図るため、県で管理している登山道や避難小屋などの整備を行っています。今回は、自然に配慮した登山道整備の活動をご紹介します。

※自然に配慮した工法とは…自然界の構造を施工に取り入れ、生態系を復元させる方法になります。
登山道などが崩れている原因を理解し、自然の成り立ちを考えながら崩れた場所に合わせた施工を行うと、歩きやすいだけでなく自然環境がよみがえり生態系が復元しできます。

尾瀬・燧ケ岳

①雨水等の影響により土砂が流出した箇所に対し、水切りの設置、段差の解消を行います。

②倒木や流出した土砂を利用し登山道内へ入る水の量を減らし、歩きやすいよう階段状に施工していきます。

③登山道に入る水量を減らすことで、<u>藻類の発生</u>を促し、歩きやすくすることで登山道脇の<u>踏み荒らしを抑制</u>し植生回復を促します。

磐梯山・安達太良山

④、⑤石・倒木、土壌藻類を活用したマットなどを利用して、<u>浸食(ガリー)抑制、植生の回復</u>を行っています。

⑥横断溝に土砂がたまって、排水ができていなかったため、土砂を取り除き、排水できるようにしています。

※　登山道などの管理施設は定期的に点検し修繕していますが、「歩きにくい」「利用しにくい」箇所もあるため、十分注意してください。

福島県　自然保護課
TEL 024-521-8726　FAX 024-521-7927

ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま